

川崎市立西高津中学校 いじめ防止基本方針

I 令和6年度 学校経営計画

2024. 4. 1

- ・教育関係法令
- ・中学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価
- ・かわさき夢教育

学校教育目標（めざす生徒の姿）

- 1 礼儀正しく、感謝する心を持つ。
- 2 自ら学び、豊かな知識と創造性を培う。
- 3 心身をきたえ、粘り強く実行する。
- 4 学校・家庭・地域社会の一員としての自覚を持ち、全体に奉仕する。
- 5 すべての人を尊重し、国際視野に立つ。

学校経営の目標（中期的目標：3年間程度）

- 1 生徒一人ひとりの個性が活かされ、学び合う楽しさにあふれる学校をつくる
- 2 生徒と生徒、生徒と教職員の心が通じ合う学校をつくる
- 3 家庭・地域と連携し、信頼される学校をつくる

本年度の重点（具体的な教育活動）

支援教育を軸とした教育活動

I 確かな学力	II 豊かな心	III 健やか心身	IV 生きる力
<p>○授業力向上の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■主体的・協働的に学ぶ生徒の育成を目指した授業の実践 ■授業力向上に向けた授業研究の実施 <p>○学習環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ■日々の授業における学習規律の維持と教室環境の整備 ■信頼される評価・評定の実施 ■ICT機器の効果的・積極的な活用及びGIGAスクールの推進 <p>○支援教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ■支援教育コーディネーターを中心とした生徒支援体制の確立 	<p>○教育相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ■生徒への丁寧な関わりとときめ細やかな生徒指導の実施 ■日常的な教育相談活動の工夫と実践 <p>○校内いじめ防止対策会議の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ■組織的な取り組みと家庭関係諸機関との連携を実施 <p>○生徒の主体的な活動意欲の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ■共生＊共育プログラムの有効的な活用 ■道徳教育の計画的な実施 ■SSTに対する職員研修の充実 	<p>○健康に生活できる力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ■3年間を見通した健康・安全教育の実施と危機管理の向上 ■防災教育の充実 <p>○安全に生活できる力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ■定期的な安全点検の実施と不良個所の改善 <p>○危機管理体制の点検と改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ■個人情報等文書、データの確実な管理 ■情報モラルの指導 ■情報収集・発信による情報の共有化と迅速かつ適切な対応 	<p>○地域に根差した学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域の教育力の効果的な活用 <p>○小学校・家庭・地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ■様々な手段での学校情報の発信 ■学校評価の工夫と改善 <p>○キャリア在り方生き方教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域に根差したキャリア在り方生き方教育の実践

II 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

III いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

IV 学校が実施する取組

1. いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

(1) 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

(2) 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

(3) 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

(4) 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

2. いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

(1) 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

(2) 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

(3) 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

3. 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

4. いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

(1) 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

(2) いじめられた児童生徒への支援

- ① もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- ② 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- ③ 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

(3) いじめた児童生徒への指導

- ① よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- ② いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- ③ いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

(4) 周囲の児童生徒への指導

- ① はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- ② いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- ③ 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

(5) 保護者への対応

- ① いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- ② 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

V 重大事態への対処

1. 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- (1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。(1)の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

(2)の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

2. 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

VI令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

1. 校内いじめ防止対策会議の構成

校長 教頭 生徒指導担当 教務主任 学年主任 支援級主任 支援教育コーディネーター
教育相談担当 養護教諭部活動顧問責任者 特別活動指導部 スクールカウンセラー

2. いじめ防止対策の企画・運営

- (1) 学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定
- (2) いじめ防止対策年間計画の作成
- (3) いじめ防止指導研修会の企画・運営
- (4) いじめ問題に関する資料の管理
- (5) 道徳教育との連携
- (6) 人権尊重教育との連携
- (7) 学校いじめ防止基本方針の見直し

3. 教育相談

- (1) 教育相談のねらい・年間計画の作成
- (2) 相談室等の窓口・管理・運営
- (3) スクールカウンセラーとの連携

4. 生徒・保護者・地域との連携

- (1) 生徒会本部・生活委員会との連携
- (2) 部活動顧問会との連携
- (3) PTA 校外委員会との連携
- (4) 地域教育会議との連携

5. 関係機関との連携

- (1) 警察との連携
- (2) 児童相談所との連携

VII令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活動内容（校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・職員会議等）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・「生徒指導の基本的な考え方」の確認 いじめ、暴力等についての未然防止、早期発見・早期対応について いじめに関する報告について ・年間計画確認、構成員の確認、役割分担 ・「担任の先生に知っておいて欲しいこと」の実施 ・生活アンケートをもとにした教育相談の実施 ・2・3年生の生徒の情報交換会 ・かわさき共生・共育プログラムの取り組みについてと実施① ・職員会議における情報交換と共有、主任会における情報交換と共有、朝の打ち合わせによる情報共有、全職員による登下校指導
5	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生の生徒の情報交換会 ・職員会議における情報交換と共有、主任会における情報交換と共有、朝の打ち合わせによる情報共有、全職員による登下校指導
6	<ul style="list-style-type: none"> ・【生徒指導点検強化月間】の取り組み 生活委員会による「いじめ・暴力撲滅キャンペーン」の実施 生徒会本部役員による登校時の声かけ運動 ・「川崎共生＊共育プログラム」の実施（効果測定）② ・教育相談月間の実施 ・職員会議における情報交換と共有、主任会における情報交換と共有、朝の打ち合わせによる情報共有、全職員による登下校指導
7	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話・スマホ教室の実施 ・夏休み期間中の対応確認、夏休みの諸注意作成 ・三者面談による情報交換と共有 ・職員会議における情報交換と共有、主任会における情報交換と共有、朝の打ち合わせによる情報共有、全職員による登下校指導
8	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み中の生徒の状況報告と共有 ・「かわさき共生＊共育プログラム」の実施③ ・職員会議における情報交換と共有、主任会における情報交換と共有、朝の打ち合わせによる情報共有、全職員による登下校指導
9	<ul style="list-style-type: none"> ・前期の反省とまとめ、後期の確認 ・「かわさき共生＊共育プログラム」の実施④ ・職員会議における情報交換と共有、主任会における情報交換と共有、朝の打ち合わせによる情報共有、全職員による登下校指導
10	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談による情報交換と共有 ・第2回生活アンケート実施に向けた内容検討、アンケートの実施・集約、教育相談計画 ・職員会議における情報交換と共有、主任会における情報交換と共有、朝の打ち合わせによる情報共有、全職員による登下校指導
11	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケートをもとにした教育相談の実施 ・「トライやるデイ DAY」による地域住民や保護者との交流 ・「かわさき共生＊共育プログラム」の実施（効果測定）⑤ ・職員会議における情報交換と共有、主任会における情報交換と共有、朝の打ち合わせによる情報共有、全職員による登下校指導
12	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み期間中の対応確認、冬休みの諸注意作成 ・職員会議における情報交換と共有、主任会における情報交換と共有、朝の打ち合わせによる情報共有、全職員による登下校指導
1	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み中の生徒の状況報告と共有 ・「かわさき共生＊共育プログラム」の実施⑥ ・職員会議における情報交換と共有、主任会における情報交換と共有、朝の打ち合わせによる情報共有、全職員による登下校指導
2	<ul style="list-style-type: none"> ・【学校体制振り返り月間】の取り組み 今年度の反省→学校評価への反映 今年度の状況報告と指導経過及び次年度への方針の確認 ・職員会議における情報交換と共有、主任会における情報交換と共有、朝の打ち合わせによる情報共有、全職員による登下校指導
3	<ul style="list-style-type: none"> ・来年度へ向けての「生徒指導の基本的な考え方」の見直し ・次年度生活アンケート実施に向けた内容検討、アンケートの実施・集約、教育相談計画 ・春休み期間中の対応確認、春休みの諸注意作成 ・職員会議における情報交換と共有、主任会における情報交換と共有、朝の打ち合わせによる情報共有、全職員による登下校指導

※年間を通した職員会議における情報交換と共有、主任会における情報交換と共有、朝の打ち合わせによる情報共有、全職員による登下校指導、見守り巡回、スクールカウンセラーとの情報交換

◎本校のいじめ防止に向けた取組み

I 生徒の自主的な取組み

1. 自主的な企画・運営

- (1) 朝会，生徒集会での呼びかけや活動報告
- (2) 生徒会本部役員によるレクリエーションの企画・実施
- (3) 自主的なあいさつ運動
- (4) 生徒会本部と整美委員会による「クリーン大作戦」の実施
- (5) 学級プログラム委員会、学級会、班長会及び大班長会による話し合い活動

2. 交流活動の活性化

- (1) 縦割りブロックによる活動（体育祭，合唱等）
- (2) 福祉委員会と生徒会による老人ホームへの慰問
- (3) 福祉委員会と演劇部によるかわさき北部身体障害者福祉会館フェスティバルへの参加
- (4) 生活委員会による朝のあいさつ運動
- (5) 「トライやる DAY」による地域住民、保護者、高校生、大学生との交流
- (6) 小中連携活動
 - ・陸上部の活動を通じた交流，吹奏楽部の活動を通じた交流，バトントワーリング部の活動を通じた交流など様々な部活が小学校と交流

3. 啓発活動

- (1) 「いじめ・暴力撲滅キャンペーン」
- (2) 全校生徒による「いじめ・暴力撲滅」標語作り
- (3) 全校生徒による「いじめ・暴力撲滅」ポスター作成

II 保護者の取組み（PTA 活動）

1. 「トライやる DAY」の実施・・・・・・・・体験活動の講師を通して生徒との交流
2. 広報誌での呼びかけ

III 地域住民の取組み

1. 「トライやる DAY」の実施・・・・・・・・体験活動の講師を通して生徒との交流
2. おやじの会の活動・・・・・・・・日常的な生徒への声掛け
行事等における連携・協力